

弁護士が精選！重要労働判例 - 第159回 国・厚生労働大臣（特別支給の老齢厚生年金）事件

国・厚生労働大臣（特別支給の老齢厚生年金）事件（最高裁二小 平 29.4.21判決）

厚生年金保険法（平成25年法律第63号による改正前のもの）附則8条の規定による老齢厚生年金について、厚生年金保険法43条3項の規定による年金の額の改定（退職改定）がされるために、同項所定の期間を経過した時点において当該年金の受給権者であることが必要とされた事例

掲載誌：労判1166号5ページ

※裁判例および掲載誌に関する略称については、[こちらをご覧ください](#)

1 事案の概要

本件は、厚生労働大臣から、厚生年金保険法（平成25年法律第63号による改正前のもの。以下「法」）附則8条の規定による老齢厚生年金（以下「特別支給の老齢厚生年金」）について、法43条3項の規定による年金の額の改定（以下「退職改定」）がされないことを前提とする支給決定を受けたX（被上告人）が、退職改定はされるべきであって同支給決定は違法であると主張して、国（以下「Y」）を相手に、その取り消しを求めた事案である。

【1】争点

本件の主要な争点は、①本件訴えの適法性、②本件処分 of 適法性である（①については訴えの適法性は肯定されている。本稿では主たる争点である②について取り上げる）。

この点、②の具体的な争点は、被保険者である特別支給の老齢厚生年金の受給権者が被保険者の資格を喪失した後、待期期間経過前に65歳に達した場合に退職改定がされるべきか否かであり、待期期間経過時に受給権者であることを要するとの見解（以下、「必要説」）と、要しないとの見解

(以下、「不要説」)に分かれていた。

敷衍(ふえん)すると、Xは、平成23年8月30日に退職し、同年9月○日に65歳になったことから、特別支給の老齢厚生年金の受給権は同年9月で消滅し、同年10月以降については、本来支給の老齢厚生年金の受給権を取得することになるところ、本件では、Xの退職後である同年9月に受給する特別支給の老齢厚生年金について、退職改定がなされるべきか否かということが問題となる。

なお、一審判決(東京地裁 平26.11.13判決 労判1166号15ページ)におけるYの主張によれば、Xに支給された平成23年9月分の特別支給の老齢厚生年金の支給額は、退職改定した場合と比べると2万867円の差額が生ずるとされている。

[2] 認定された事実

ア 老齢厚生年金に関する関係法令の定めについて

- (1) 「法は、老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が、①65歳以上であること、②保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上であることのいずれにも該当するに至ったときに支給する旨を定めている(42条。以下、同条の規定による老齢厚生年金を「本来支給の老齢厚生年金」という。)。」
- (2) 「法は、当分の間、65歳未満の者(附則7条の3第1項各号に掲げる者を除く。)が、①60歳以上であること、②1年以上の被保険者期間を有すること、③上記(1)②に当たることのいずれにも該当するに至ったときに特別支給の老齢厚生年金を支給する旨を定め(附則8条)、その受給権は受給権者が65歳に達したときに消滅する旨を定めている(附則10条)。」
- (3) 「法43条1項は、老齢厚生年金の額は、被保険者であった全期間の平均標準報酬額の所定の割合に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて算出された額とする旨を定めているところ、男子であって昭和16年4月2日から同24年4月1日までの間に生まれた者に係る特別支給の老齢厚生年金の額は、国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年法律第95号。平成24年法律第63号による改正前のもの。以下同じ。)附則19条1項及び2項が、所定の年齢以上65歳未満である間においてその受給権を取得した場合においては、①法43条1項と同様の方法で算出される額と②所定の単価に被保険者期間の月数(ただし、所定の月数を上限とする。)を乗じて算出される額を合算した額とする旨を定めている。」
- (4) 「法43条2項は、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であった期間は、その計算の基礎としない旨を定めている一方、同条3項は、被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し(編注:第1要件)、かつ、被保険者となることなくし

て被保険者の資格を喪失した日（以下「資格喪失日」という。）から起算して1月（以下「待期期間」という。）を経過した（編注：第2要件）ときは、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、待期期間を経過した日の属する月から、年金の額を改定する（筆者注：「退職改定」）旨を定めている。」

- (5) 「法は、年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終わるものとする旨を定め（36条1項）、保険給付を受ける権利（以下「基本権」という。）は、受給権者の請求に基づいて、厚生労働大臣が裁定する旨を定めている（33条）。なお、平成19年法律第109号（平成22年1月1日施行）による改正前の厚生年金保険法33条においては、社会保険庁長官が裁定するものとされていた。」

イ 事実関係等の概要

- (1) 「X（昭和21年9月〇日生まれの男性）は、平成19年7月31日、社会保険庁長官に対し、特別支給の老齢厚生年金の裁定を請求したところ、社会保険庁長官は、同年9月13日、Xに対し、受給権発生日を同18年9月〇日とし、被保険者期間を433月として、特別支給の老齢厚生年金を支給する旨の裁定をするとともに、Xが在職者であって厚生年金保険の被保険者であり、国民年金法等の一部を改正する法律附則21条1項所定の支給停止基準額が特別支給の老齢厚生年金の額以上であったことから、同項ただし書に基づき、その全部の支給を停止する旨の決定をした。」
- (2) 「Xは、平成23年8月30日、勤務先を退職し、翌31日、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したところ、同年9月〇日、65歳に達した。」
- (3) 「厚生労働大臣は、平成23年10月6日付けで、Xに対し、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したことを理由として、特別支給の老齢厚生年金の支給停止を解除し、同年9月分の特別支給の老齢厚生年金につき退職改定がされないことを前提として、上記（1）の被保険者期間を計算の基礎とする額の年金を支給する旨の決定（以下「本件処分」という。）をした。」
- (4) 「なお、Xは、同年10月以降、厚生労働大臣による裁定を受けて被保険者期間492月を計算の基礎とする本来支給の老齢厚生年金の支給を受けている。」

2 判断

[1] 原審判決（東京高裁 平27.9.9判決）の要旨

原審は、主として以下の理由により、平成23年9月分の特別支給の老齢

厚生年金の額については退職改定がされるべきであるから（退職改定の要件としては待期期間経過時に受給権者であることを要しない＝不要説）、本件処分は違法であるとして、Xの請求を認容すべきものとした。

- (1) 法43条3項の「被保険者である受給権者」という文言は、その文理解上、「被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過した」（退職改定の第2要件）ことの主語として定められたものとは解せない
- (2) 退職改定制度の導入経緯や待期期間が設けられた趣旨から、待期期間の経過時点で受給権者である必要性は導かれない
- (3) 特別支給の老齢厚生年金から本来支給の老齢厚生年金への移行に関する制度設計の解釈や老齢厚生年金と拠出された保険料との対価関係等

【2】 裁判所の判断

最高裁は、後述のとおり、①法43条3項の文理解釈、②待期期間経過時に受給権者であることが必要な実質的論拠、③不要説が指摘する実質的論拠は影響しないことを根拠に、「特別支給の老齢厚生年金について退職改定がされるためには、被保険者である当該年金の受給権者が、その被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして待期期間を経過した時点においても、当該年金の受給権者であることを要すると解するのが相当である」とした上で、「Xは、平成23年8月31日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、同年9月〇日に65歳に達しており、同月30日を経過した時点では特別支給の老齢厚生年金の受給権者でなかったというのであるから、同月分の当該年金の額については退職改定がされるものではないことは明らかである」として、必要説をとることを明らかにした。

※以下の判決内容については、筆者により適宜加筆・修正をした。

- (1) 「法43条3項は、受給権者が被保険者である間の老齢厚生年金の額を固定するため、その権利を取得した月以後における被保険者期間をその計算の基礎としないものとしたこと（同条2項）から、被保険者である受給権者が被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなく待期期間を経過したときは、上記被保険者期間をも含めて老齢厚生年金の額の再計算をすることとしたものである。そして、同条3項は、退職改定の対象となる者を「被保険者である受給権者」と定めている以上、待期期間を経過した時点においても当該年金の受給権者であることを退職改定の要件としているものと解するのが文理に沿う解釈である。」
- (2) 法43条3項が、既述のとおり、「被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したときは、その

被保険者の資格を喪失した月前における被保険者期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、待期期間を経過した日の属する月から、年金の額を改定する旨」定めているのは、「老齢厚生年金の基本権に係る年金の額を上記ア〔編注：（1）〕の被保険者期間をも計算の基礎とするものに改定することにより、基本権に基づき支払期日ごとに支払うものとされる保険給付の額を、既に発生した保険給付の額も含め、当該改定後の基本権を前提としたものに改定することとしたものと解されるから、法は、退職改定がされる待期期間の経過時点においても当該年金の基本権が存することを予定しているものといえることができる。これに加え、特別支給の老齢厚生年金については、（中略）本来支給の老齢厚生年金とは異なる発生要件が定められ（法附則8条）、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に達したときは、受給権が消滅し（法附則10条）、本来支給の老齢厚生年金の支給を受けるために改めて厚生労働大臣による裁定を受けることとされており（法33条）、特別支給の老齢厚生年金の基本権の内容と本来支給の老齢厚生年金のそれとを必ず一致させることは予定されていないと解されることをも併せ考えると、上記ア〔編注：（1）〕のように解することは、老齢厚生年金に関する制度の仕組み等に沿うものといえることができる。」

- (3) 「老齢厚生年金が保険料が拠出されたことに基づく給付としての性格を有していることは、以上の解釈を左右するものではない。」

3 実務上のポイント

【1】行政実務および裁判例

行政実務においては、被保険者である特別支給の老齢厚生年金の受給権者が被保険者の資格を喪失した後、待期期間経過前に65歳に達した場合に退職改定がされるべきか否かについて、待期期間経過時に受給権者であることを要するとの見解（「必要説」）を前提として退職改定をしないとの取り扱いが一貫して行われてきた。

裁判例としては、不作為の違法確認請求控訴事件（東京高裁 平25.7.4判決、一審：東京地裁 平25.2.5判決）で、必要説が相当として、行政実務の取り扱いを適法としていたが、本件の原判決は不要説が相当とし、行政実務の取り扱いを違法と判断したため、下級審の判断が分かれる結果となっていた。

【2】実務上のポイント

実務においては、65歳定年制や、定年後の継続雇用措置として65歳まで雇用継続されるケースで、64歳11カ月で退職するケースも多いとの指摘がなされていた。

そのような状況において、必要説と不要説のどちらが相当かという点に

ついて下級審レベルで判断が分かれていたが、最高裁は必要説に立つことを明らかにして解釈の統一を図り、かつ行政実務の正当性を追認した点に本判決は重要な意義を有する。

【著者紹介】

帯刀康一 たてわき こおいち 高井・岡芹法律事務所 弁護士
2004年早稲田大学卒業。2007年東京弁護士会登録。2011年高井・岡芹法律事務所入所。経営法曹会議会員。共著として、『現代型問題社員対策の手引（第4版）—生産性向上のための人事措置の実務—』（民事法研究会）、『労働裁判における解雇事件判例集 改訂第2版』（労働新聞社）、『実務Q&Aシリーズ 懲戒処分・解雇』（労務行政）がある。

◆高井・岡芹法律事務所 <http://www.law-pro.jp/>

■ 裁判例と掲載誌

①本文中で引用した裁判例の表記方法は、次のとおり

事件名(1)係属裁判所(2)法廷もしくは支部名(3)判決・決定言渡日(4)判決・決定の別(5)掲載誌名および通巻番号(6)
(例)小倉電話局事件(1)最高裁(2)三小(3)昭43.3.12(4)判決(5)民集22巻3号(6)

②裁判所名は、次のとおり略称した

最高裁 → 最高裁判所(後ろに続く「一小」「二小」「三小」および「大」とは、それぞれ第一・第二・第三の各小法廷、および大法廷における言い渡しであることを示す)

高裁 → 高等裁判所

地裁 → 地方裁判所(支部については、「〇〇地裁△△支部」のように続けて記載)

③掲載誌の略称は次のとおり(五十音順)

刑集：『最高裁判所刑事判例集』（最高裁判所）

判時：『判例時報』（判例時報社）

判タ：『判例タイムズ』（判例タイムズ社）

民集：『最高裁判所民事判例集』（最高裁判所）

労経速：『労働経済判例速報』（経団連）

労旬：『労働法律旬報』（労働旬報社）

労判：『労働判例』（産労総合研究所）

労民集：『労働関係民事裁判例集』（最高裁判所）